



## 4 利用料の負担軽減

# 利用料の負担軽減について

### 利用者負担が高額になったとき・・・

#### ●高額介護(介護予防)サービス費

同じ世帯の利用者が、ひと月(暦月)に支払った介護サービス費(利用者負担分)の合計額が、一定金額(上限額)を超えた場合は、その上限を超えた分が「高額介護(介護予防)サービス費」として支給されます。

		利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	利用者負担 第4段階	利用者負担 第5段階	利用者負担 第6段階	利用者負担 第7段階
自己負担 上限額 (月額)	個人	15,000円	15,000円	24,600円	44,400円	44,400円	93,000円	140,100円
	世帯	24,600円 (生活保護受給者を除く)	24,600円	24,600円	44,400円	44,400円	93,000円	140,100円

#### 利用者負担段階

	対 象 者
第1段階	●世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ●生活保護を受給している方
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で[合計所得金額+課税年金収入額≤80万円/年]を満たす方
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で第1段階・第2段階に該当しない方
第4段階	●市民税課税世帯で下記に該当しない方
第5段階	●同一世帯内に課税所得145万円以上380万円未満の現役並み所得に相当する第1号被保険者が世帯にいる方
第6段階	●同一世帯内に課税所得380万円以上690万円未満の現役並み所得に相当する第1号被保険者が世帯にいる方
第7段階	●同一世帯内に課税所得690万円以上の現役並み所得に相当する第1号被保険者が世帯にいる方

※保険料段階とは異なります。

次の場合は高額介護(介護予防)サービス費の対象となりませんのでご注意ください。

- 住宅改修費 ●福祉用具購入費 ●食事に要した費用
- 居住(滞在)に要した費用 ●施設サービスにおける日常生活に要した費用など

### ●手続きについて

高額介護(介護予防)サービス費の対象となるサービスを利用した約2ヶ月後に、熊本県国民健康保険団体連合会の審査を通じ、市から申請対象者の方に支給申請書をお送りいたします。

●次のものを持って申請受付窓口へ申請します。

- ・介護保険被保険者証
- ・介護保険負担割合証
- ・振込先の金融機関の口座番号がわかるもの
- ・送付された高額介護(介護予防)サービス費支給申請書

※初回の支給以降、高額介護(介護予防)サービス費が支給される場合、申請手続きは不要となります。支給金額は初回到申請した指定口座に振り込まれます。

※高額介護(介護予防)サービス費は2年で時効となり申請できなくなりますのでご注意ください。  
※オンライン申請可。(申請は熊本市ホームページ[マイナポータル「びったりサービス」]による新たなオンライン申請サービスを開始します]で参照ください)

#### ●食費・居住費の負担額減額(負担限度額認定)

介護保険施設(ショートステイを含む)を利用している方の施設利用における食費と居住費(滞在費)について、下の表1の対象者にあてはまる場合、負担段階に応じて負担が軽減される制度があります。表2の負担段階に応じた額が施設に負担いただく上限額となります。

※通所サービスの食費と、グループホーム・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護の食費・居住費(滞在費)は、対象になりません。

※負担軽減を受けるためには市への申請が必要です。

※オンライン申請可。(申請は熊本市ホームページ[マイナポータル「びったりサービス」]による新たなオンライン申請サービスを開始します]で参照ください)

表1

負担段階	対 象 者 ※( )内は夫婦の場合
第1段階	・生活保護受給者、または、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者で、預貯金額が1,000万円(2,000万円)以下の方
第2段階	・世帯全員が市民税非課税かつ、本人年金収入等が80万円以下で、預貯金額等が650万円(1,650万円)以下の方
第3段階 ①	・世帯全員が市民税非課税かつ、本人年金収入等が80万円超~120万円以下で、預貯金額等が550万円(1,550万円)以下の方
第3段階 ②	・世帯全員が市民税非課税かつ、本人年金収入等が120万円超で、預貯金額等が500万円(1,500万円)以下の方

※2号被保険者(65歳未満)の資格要件については、段階に関わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

表2

(単位: 円/日)

利用者 負担段階	食 費		居 住 費				
	施設	ショート ステイ	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 (特養)	従来型個室 (老健・療養)	多床室
第1段階	300	300	820	490	320	490	0
第2段階	390	600	820	490	420	490	370
第3段階①	650	1,000	1,310	1,310	820	1,310	370
第3段階②	1,360	1,300	1,310	1,310	820	1,310	370
第4段階	施設との契約						

## ●利用者負担第4段階における食費・居住費の特例減額措置

負担限度額認定の第1～3段階に該当しない方で次の①～⑥の条件をすべて満たす方は特例的に負担軽減の措置があります。負担軽減を受けるためには市への申請が必要です。①2人以上の市町村民税課税世帯の方 ②世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費・居住費）の見込み額を除いた額が80万円以下 ③世帯の預貯金等の額が合計450万円以下 ④介護保険施設に入居している ⑤日常生活に必要な資産以外に資産がない ⑥介護保険料を滞納していない

## ●高額医療合算介護サービス費

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、1年間（毎年8月から翌年7月末）の医療保険と介護保険の自己負担を合算し、世帯の自己負担限度額を500円以上超える場合に、その超えた額を、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として、医療保険からは「高額介護合算療養費」としてそれぞれ支給します。

### ■世帯の年間での自己負担限度額（H30.8月～）

所得区分	医療制度上の世帯		
	後期高齢者医療制度 +介護保険	被用者保険又は国民健康保険 +介護保険(70～74歳)	被用者保険又は国民健康保険 +介護保険(70歳未満)
標報83万円以上・旧ただし書所得901万円超・70歳以上現役並み所得者	212万円		
標報53～79万円・旧ただし書所得600万円超901万円以下・70歳以上現役並み所得者	141万円		
標報28～50万円・旧ただし書所得210万円超600万円以下・70歳以上現役並み所得者	67万円		
低所得者	標報26万円以下・旧ただし書所得210万円以下・70歳以上一般	56万円	60万円
	II	31万円	34万円
I	介護サービス利用者が1人の世帯19万円 介護サービス利用者が複数いる世帯31万円(※)		

※70歳以上の低所得者Ⅰの世帯で、介護（予防）サービスの利用者が複数いる場合は、医療保険からの支給は自己負担限度額が19万円と計算され、介護保険からの支給は31万円と計算されます。  
注）高額医療合算介護サービス費は2年で時効となり申請ができなくなりますのでご注意ください。

## 医療費控除となる 居宅介護（介護予防）サービスがあることをご存じですか？

### 介護保険制度の居宅サービスの中で、医療費控除の対象となるものがあります。

指定居宅介護（介護予防）サービス事業者が発行する領収書に医療費控除の対象となる医療費が記載されることになっていますので、一度確認してみたいかどうか？

#### ●控除を受けるための手続き

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出してください。  
その際、医療費の支出を証明する書類、例えば領収書などについては、申告書に付けるか、あるいは申告の際にチェックを受けてください。  
また給与所得のある方はこの他に給与所得の源泉徴収票も付けてください。

注）居宅介護（介護予防）サービスの全てが控除の対象ではありませんので詳しくは税務署へおたずねください。

### ◎医療費控除の対象となる居宅サービスの例

	居宅サービスの種類
医療費控除の対象となる 介護保険の居宅サービス ※右における「介護予防」のサービスも対象です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導（医師による管理・指導）</li> <li>・通所リハビリテーション（医療機関でのデイサービス）</li> <li>・短期入所療養介護（ショートステイ）</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一定の条件有り）</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護（一定の条件有り）</li> </ul>
上記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ 医療費控除の対象となるもの ※右における「介護予防」のサービスも対象です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護（生活援助を除く）</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・通所介護（デイサービス）</li> <li>・短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一定の条件有り）</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護（一定の条件有り）</li> </ul>

### ◎医療費控除の対象外となる介護保険サービス

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス等）
- ・福祉用具貸与 等

## ●介護サービス利用料の減免

災害・失業・事業の廃止等の特別な事情がある場合には、介護サービスの利用料（自己負担分）が減免される場合があります。対象となる要件や軽減内容については、各区役所福祉課までお問合せください。

## ●社会福祉法人による減免

介護保険サービスを行う社会福祉法人が、特に生計が困難な方に対して、法人が負担することを基本として、利用料を減額することができる制度です。

### ■対象となるサービス

訪問介護、通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設サービス・訪問型サービス・通所型サービス

### ■対象者区分と軽減割合

対象者区分		軽減割合
(1)	老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方。	1/2
(2)	世帯非課税で要件を満たし、総合的に勘案し、生活困難と判断される方。	1/4
(3)	生活保護を受給している方。(居住費のみ)	全額

※詳しい要件等については、介護保険課へお問い合わせください。

## memo



## 5 介護保険料のしくみ